

# SMBC (CHINA) NEWS



2019年6月11日

## 財政部・税務総局、集積回路設計・ソフトウェア企業向け 企業所得税の減免措置を継続

財政部・税務総局は、2019年5月17日付で「集積回路設計およびソフトウェア産業の企業所得税政策に関する公告」（財政部 税務総局公告 2019年第68号、以下「本公告」）を公布し、集積回路設計・ソフトウェア企業を対象とした企業所得税の減免措置の継続を発表しました。

2019年5月8日の国务院常务会议において、集積回路・ソフトウェア産業を経済社会発展の戦略的・先導的産業とした上で、当該企業向けの企業所得税の優遇政策の継続を発表しました。具体的には、該当企業の企業所得税について、1～2年目は徴収免除、3～5年目は半減徴収する、いわゆる「二免三減半」の優遇政策が適用されます。

### <本公告の概要>

#### 企業所得税の減免措置

- 2018年12月31日以前の利益を計上した年度（課税所得額>0の納税年度）より優遇期間を計算
- 1～2年目は企業所得税の徴収免除
- 3～5年目は法定税率（25%）を半減して企業所得税を徴収
- 期限満了まで当該措置を享受可能

#### 対象企業

- 法に基づき成立、かつ以下の①～⑦のすべての条件に合致する集積回路設計企業・ソフトウェア企業
  - 集積回路設計企業：集積回路の設計が主要営業業務
  - ソフトウェア企業：ソフトウェア製品の開発・販売（営業）が主要営業業務
- 共通条件：
  - ① 中国国内（香港・マカオ・台湾地区を含まず）において法に基づき登記している居住者企業
  - ② 確定申告年度に労働契約関係を有しかつ大学・専科（高等専門学校）以上の学歴を有する従業員数／企業の月平均従業員総数 $\geq 40\%$   
このうち研究開発者／企業の月平均従業員総数 $\geq 20\%$
  - ③ 核心的重要技術を有し、これを基礎として経営活動を行っており、かつ  
確定申告年度の研究開発費総額／企業の販売（営業）収入総額 $\geq 6\%$   
このうち中国国内で発生した研究開発費／研究開発費総額 $\geq 60\%$
  - ④ 主要営業業務において自社の知的財産権を有する
  - ⑤ 確定申告年度に安全性・品質に関わる重大な事故または重大な環境違法行為が未発生

# SMBC (CHINA) NEWS



## ■ 集積回路設計企業の条件：

⑥ 確定申告年度の集積回路設計の販売（営業）収入／企業の収入総額 $\geq$ 60%

このうち集積回路自社設計の販売（営業）収入／企業の収入総額 $\geq$ 50%

⑦ 集積回路設計に適したソフト・ハード面の設備などの開発環境を保有（EDA ツール・サーバーまたはワークステーションなど）

## ■ ソフトウェア企業の条件：

⑥ 確定申告年度のソフトウェア製品の開発・販売（営業）収入／企業の収入総額 $\geq$ 50%（組込ソフトウェア製品・システムインテグレーション製品の開発・販売（営業）収入／企業の収入総額 $\geq$ 40%）

このうちソフトウェア製品の自社開発・販売（営業）収入／企業の収入総額 $\geq$ 40%（組込ソフトウェア製品・システムインテグレーション製品の開発・販売（営業）収入／企業の収入総額 $\geq$ 30%）

⑦ ソフトウェア開発に適したソフト・ハード面の設備などの開発環境を保有（合法的な開発ツールなど）

## その他

■ 当該措置は内資・外資企業を問わずに適用可能

■ 企業所得税に関するその他の優遇政策と矛盾が生じる場合、重複享受は不可

■ 申請企業は、毎年確定申告の際に税務機関に所定の資料を提出して備案

■ 利益計上年度に適用条件に合致しなかった場合、条件を充足した年度から残りの優遇期間内は適用可

■ 条件など政策の詳細は、以下の関連規定を参照

≪ソフトウェア産業および集積回路産業の発展をさらに奨励することに係る企業所得税政策に関する通知≫（財税[2012]27号）

≪ソフトウェアおよび集積回路産業の企業所得税優遇政策関連問題に関する通知≫（財税[2016]49号）

■ 本公告で規定していない集積回路生産企業向けの企業所得税優遇措置については以下を参照

≪集積回路生産企業に関わる企業所得税政策問題に関する通知≫（財税[2018]27号、2018年1月1日施行）

以上

# SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500